

知事提出議案等に対する附帯意見一覧

(平成11年改選以後～29年2月定例会まで)

【平成27年3月12日現在】

(No. 1)

番号	議案名	附帯意見の内容	採決定例会
1	平成12年度一般会計補正予算の議決について	歳出 8款土木費 6項住宅費 2目住宅建設費のうち、「鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助事業」に関し、あらゆる措置を講じて市町村の財政負担の軽減を図ること。	H12. 11月 臨時会
2	殿ダムの建設に関する基本計画の変更に関して国土交通大臣に意見を述べることについて	今回の国土交通省の事情による事業計画の変更により、県企業局の鳥取地区工業用水道は、不安定な暫定水利権の期間が延伸されることになる。県企業局が新たな給水事業所の開拓に積極的に取り組むためにも、国土交通省に対して、安定的な水利権の確保のための柔軟な対応を要請されたい。	H13. 12月
3	平成13年度一般会計補正予算の議決について	歳出 2款総務費 2項企画費 3目交通対策費の「山陰本線・境港・因美線高速化推進事業」について、この事業は多額の税金の投入の上、西日本旅客鉄道株式会社が事業主体で実施される事業である。したがって、事業執行に当たって県・市町村の十分な点検が可能となる具体的な仕組みが担保される必要がある。このため、事業の進捗状況、負担金の使途等の西日本旅客鉄道株式会社からの報告及び県の検査の実施等について定めた協定を締結すること。	H13. 12月
4	平成14年度一般会計予算の議決について	歳出 6款農林水産業費 3項農地費 1目農地総務費、「大山山麓農地開発事業」は、国営大山山麓総合農地開発事業にかかる事業負担金などであるが、この国営大山山麓総合農地開発事業については計画変更の協議が農林水産大臣から知事になされているところである。ついては、農林水産大臣に回答するに当たっては、施設の維持管理費についてできる限り市町及び農家の負担軽減を図るように要請されたい。	H14. 2月
5	平成14年度一般会計補正予算の議決について	歳出 6款農林水産業費 5項水産業費 2目水産業振興費、「とっとり賀露かっこ館整備推進事業」については、同館の在り方を関係者と十分協議し、今後の管理運営費等、運営計画を策定した上で、整備の促進を図ること。	H14. 6月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
6	鳥取県産業廃棄物処分場税条例の設定についての議決について	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理業者の理解を得て施行すること。 2 近隣他県との調整を図った後に施行すること。 3 施行後も近隣他県の課税客体の実態把握に努めること。 4 早急に産業廃棄物処分場の設置促進を図ること。 	H14. 6月
7	陳情14年経済産業第1号「卸売業（三荷受）経営基盤強化について」議決（採択）について	荷受業者にはさらなる経営努力を望むとともに、水揚げ量が回復した際には、再度、使用量等の見直しが必要である。	H14. 6月
8	陳情12年教育民生第12号「米子工業高校の構内移転早期実現について」議決（採択）について	1 現在地は都市計画上の整備がなされておらず、改築にあわせて狭隘な道路の拡幅等については、県も支援すること。	H14. 9月
9	平成15年度一般会計補正予算の議決について	歳出 3款民生費 1項社会福祉費 2目身体障害者福祉費「特定在宅処遇困難者臨時支援事業」については、今後のこのようなケースが生じた場合の行政のとるべき方向性を定め、施策の基準を設けること。	H15. 6月
10	平成15年度一般会計補正予算の議決について	歳出 10款教育費 4項高等学校費 3目施設設備整備費「高校教育改革整備事業」については、整備に当たっては校舎屋上の緑化に努めるなど、環境に十分配慮するとともに、地元業者を優先させるなど地産地消につとめること。	H15. 6月
11	平成15年度一般会計補正予算の議決について	<p>歳出 8款土木費 3項河川海岸費 1目河川総務費「河川区域内の代執行に要する経費」については、過去の交渉経緯を精査し、円満な解決に努め、採石業者の自主的な撤去となるようにし、県の代執行とならないようにすること。</p> <p>やむを得ず代執行することとなった場合においても、当該採石業者の責任及び社会的責任等を明らかにして執行すること。</p>	H15. 6月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
12	陳情15年第20号「鳥取県立日野高等学校の一校舎化にかかわる校舎等の教育施設の早期整備について」、25号及び26号「日野高等学校の黒坂校舎への一本化について」について	日野高校を根雨校舎に一元化することに際し、黒坂校舎の実習施設等を最大限に有効活用し、農業教育の充実に努めること。	H15. 9月
13	平成15年度一般会計補正予算の議決について	<p>歳出 8 款土木費 2 項道路橋りょう費 4 目直轄道路事業費負担金に要する経費については、中国横断自動車道姫路鳥取線の施行主体が日本道路公団から国土交通省に変更になったことに伴い、新直轄負担金として鳥取県がその整備費の一部について負担を伴うようになりました。今日、県内建設業界は長引く景気の低迷と公共事業の削減により、経営環境が悪化する業者も多く、県内企業の倒産件数の半数以上を建設業者が占めています。</p> <p>ついては、県費負担を伴う姫路鳥取線の整備に当たっては、今以上に県内企業への優先発注に努めてもらうよう国に強く求めていくこと。</p>	H16. 2月
14	平成16年度一般会計予算の議決について	歳出 2 款総務費 2 項企画費 1 目企画総務費「男女共同参画推進費」の「男女共同参画事業所リーダー養成委託事業」。事業の実施に当たっては、委託者としての県の考え方を明確にし、受託者と連携してリーダーの養成に努めること。	H16. 2月
15	平成16年度一般会計予算の議決について	歳出 3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費「子どもの居場所づくりモデル事業」。既設の不登校対策制度との役割分担を明確にし、かつ不登校児童・生徒の実態を十分に把握し、県、市町村、学校、NPO等の団体間での十分な連携のもとで、対象とする児童・生徒や運営方針を決定すること。	H16. 2月
16	平成16年度一般会計予算の議決について	歳出 8 款土木費 6 項住宅費 2 目住宅建設費「公営住宅建設事業費」。公営住宅の整備に当たっては、その役割と県及び市町村の役割分担を早急に明確にするとともに、建設完了後は速やかに市町村に受け継ぐことを検討すること。	H16. 2月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
17	平成16年度一般会計予算の議決について	歳出 6 款農林水産業費 2 項畜産業費 2 目畜産振興費「優良雌牛整備支援事業」。県内の優良雌牛を保留し、改良することこそ県産和牛改良への近道である。優良雌牛導入に当たっては、原則として県内牛を優先し、助成すること。	H16. 2 月
18	平成16年度一般会計予算の議決について	歳出 8 款土木費 4 項港湾費 4 目空港費「米子空港周辺地域振興交付金」。予算提案されたものを減額修正すると、後年度に事業が実施されないのではないかとの誤解を招くこととなるので予算の減額修正は控えるが、地元市と十分調整し、事業が遂行されるよう最大限の努力をされたい。 さらに、このたびの当初予算には問題ありと議会から厳重に指摘されたことを厳粛に受けとめ、今後の予算編成にあっては関係者との連携を綿密にして、年度末に不用額となることが明らかな予算計上などは絶対にしないようにすること。	H16. 2 月
19	平成16年度一般会計補正予算の議決について	歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」については、当該退職手当共済制度について、介護保険分野を初めとした社会福祉事業への多様な主体の参入が進展する中で、民間事業者との公平を図る観点から、給付水準や助成のあり方を早急に見直すよう国に提言すること。	H16. 12 月
20	平成17年度一般会計予算の議決について	歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費「鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業」。厚生事業団への県立施設の移管に当たっては、県民の貴重な財産を譲渡または貸し付けすることにかんがみ、施設利用者には不安感を抱かせないよう十分配慮するとともに、サービスの向上や役員並びに組織体制の強化など経営資質の向上が図られるよう調整・助言を行うこと。	H17. 2 月
21	平成17年度一般会計予算の議決について	歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 4 目老人福祉費「介護保険サービス資質向上対策事業」。介護報酬の不正・不当な請求実態を踏まえ、市町村との連携を強化し、介護支援専門員の研修の充実や介護サービス事業者に対する指導の強化に努めること。	H17. 2 月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
22	平成17年度一般会計予算の議決について	歳出 6 款農林水産業費 4 項林業費 9 目狩猟費「イノシシ管理計画推進事業」。イノシシ被害の激増に対応するため、被害実態の迅速な把握を行うとともに、関係部局や市町村と連携し、事業の実効性をより高める総合的な対策を行うよう検討すること。	H17. 2 月
23	平成17年度鳥取県営電気事業会計予算について	資本的支出、建設改良費、建設仮勘定、風力発電開発事業。県内の風力発電所において落雷被害が相次いでいる実例を踏まえ、風力発電所の建設に当たっては落雷対策を十分に行い、採算性の確保に努めること。	H17. 2 月
24	平成17年度鳥取県営病院事業会計予算について	中央病院、厚生病院における給食業務、運転業務等については、引き続き外部委託の検討を進め、経営の健全化に積極的に取り組むこと。	H17. 2 月
25	財産を無償で譲渡し、及び貸し付けること（鳥取県立社会福祉の建物及び用地）について	厚生事業団への県立施設の移管に当たっては、県民の貴重な財産を譲渡または貸し付けすることにかんがみ、施設利用者に不安感を抱かせないように十分配慮するとともに、サービスの向上や役員並びに組織体制の強化など経営資質の向上が図られるよう調整・助言を行うこと。	H17. 2 月
26	平成17年度一般会計補正予算の議決について	歳出 4 款衛生費 4 項医薬費 2 目医務費「医師養成確保奨学金制度」については、県内病院等における医師の絶対的な不足、及び地域あるいは診療科による医師の偏在などの課題に対応するため、医師養成確保奨学金制度の有効的な活用と併せて、医師の確保、定着に向けた総合的な対策を早急に検討すること。	H17. 6 月
27	平成17年度一般会計補正予算の議決について	歳出 10 款教育費 5 項特殊学校費 2 目盲聾学校費及び3 目養護学校費「県立盲・聾・養護学校安全対策事業」については、不審者の早期発見、校舎内への不審者の侵入防止の観点から、来校者が職員室等から確認できるよう建物の改善（窓ガラスの材質改善等）を検討するとともに、教職員の防犯意識の向上策の実施などハード・ソフト両面で実効性のある安全管理の取組を積極的に推進すること。	H17. 6 月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
28	平成17年度一般会計補正予算の議決について	歳出 2 款総務費 1 項総務管理費 9 目県外事務所費「名古屋事務所設置事業」については、昨今の厳しい財政状況の中で実施されるものであり、今後の需要を十分調査した上で、想定される窓口機能、活動拠点機能などが有効に働くような仕組みを検討し、事業執行するとともに、県民や名古屋経済界など利用者への周知を徹底し、設置の効果をより高めること。	H17. 6 月
29	平成17年度一般会計補正予算の議決について	歳出 7 款商工費 2 項工鉱業費 2 目中小企業振興費「因州和紙next展開催事業」。「因州和紙next展」の開催に当たっては、県及び関係団体の費用負担及び役割分担を明確にすること。また、今後、官民が協力して行う事業を実施する際には、官民の役割分担及び費用負担について、類似の事業と均衡を失することのないよう一定の基準を定めるとともに、事業終了後、効果検証も行うこと。	H17. 9 月
30	平成17年度一般会計補正予算の議決について	歳出 2 款総務費 2 項企画費 3 目交通対策費「余部橋りょう架替支援事業」。余部橋りょう架替えについては、山陰本線の安全性、定時性確保のため、必要性は認められ、地元負担についても、過去の経緯からやむを得ないものと考えられるが、山陰・但馬地域と首都圏との交流促進に大きな役割を果たしている寝台特急「出雲」について、地元の意向に反して運行廃止の意向が伝えられたことから、運行継続についてJR各社へ強く要望することとし、状況の推移によっては予算執行の一時保留など、方策を講じること。	H17. 11 月
31	平成17年度一般会計補正予算の議決について	<p>歳入 14 款諸収入 8 項雑入 歳出 4 款衛生費 1 項公衆衛生費 3 目予防費 「動物愛護管理事業」。野犬の捕獲に起因する損害賠償については、該当職員に「重大な過失」があったと判断されたことから、国家賠償法の規定に基づき、該当職員に対して求償権を行使することとし、歳入予算に「弁償金」として損害賠償の 5 割に相当する金額が計上されている。</p> <p>しかし、野犬の捕獲処分に係る薬品（毒物）の使用に当たっては、職員個人の注意義務とともに、薬品（毒物）使用に関する組織管理上の問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>このため、国家賠償法の規定に基づく求償権の行使に当たっては、「重大な過失」の有無及び求償割合の妥当性について、再度慎重に検討すべきと考える。</p>	H18. 2 月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
32	平成18年度一般会計予算の議決について	<p>歳出 3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費「人権救済条例見直し事業費」。「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」については、県内で発生している人権侵害の事実の調査確認等による条例の見直しを行う必要があるため、当該条例及び関係条例の施行を、別に条例で定める日まで停止し、有職者による検討委員会を設けて適切な人権救済の方法を検討することとされている。</p> <p>人権を侵害され救済を求める県民が多数おられることは明らかであり、検討の過程の透明性、公平性を確保しながら見直しに要する期間は必要最小限とし、速やかに実効性ある条例を施行すること。</p>	H18. 2 月
33	平成18年度一般会計予算の議決について	<p>歳出 4 款衛生費 2 項環境衛生費 4 目環境保全費「自然エネルギー県庁率先導入事業」、自然エネルギー地域導入促進事業。歳出 10 款教育費 6 項社会教育費 4 目博物館費「山陰海岸学習館改修事業」自然エネルギー利用の推進を目的として県有施設に率先導入するペレットストーブについては、県みずから地球温暖化を防ぐため化石燃料の使用を削減するという意義は認めるものの、県有施設へのペレットボイラーの導入に当たっては、将来を見つめその機器の性能や導入効果を十分に調査し、慎重に対応すること。また、地産地消の観点から県内事業者によるペレットやペレットストーブの生産を進めるよう諸施策を進めること。</p>	H18. 2 月
34	平成18年度一般会計予算の議決について	<p>歳出 4 款衛生費 2 項環境衛生費 4 目環境保全費「環境管理事業センター支援事業」公共関与による産業廃棄物処理施設設置の展望が極めて厳しい状況において、環境管理事業センターへの支援を含めて、今後の公共関与の在り方について、18年度中を目途に方針を出すこと。</p>	H18. 2 月
35	平成18年度一般会計予算の議決について	<p>歳出 4 款衛生費 2 項環境衛生費 4 目環境保全費「地球温暖化防止活動推進事業」。地球温暖化防止に向けた木質バイオマスの普及啓発に当たっては、ペレットストーブの導入に特化した活動に偏ることなく、薪、チップ、ペレットなど様々な木質バイオマスについて、導入の意義、化石燃料とのコスト比較、導入効果の検証結果等を十分に情報提供するとともに、様々な木質バイオマスの利用促進に向けた地域の草の根活動の推進を強化すること。</p>	H18. 2 月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
36	平成18年度一般会計予算の議決について	<p>歳出 2 款総務費 2 項企画費 1 目企画総務費 「男女共同参画推進企業認定事業」。男女共同参画を推進するため、平成19年度以降の鳥取県建設工事入札参加資格者格付けから、本予算に基づく男女共同参画推進企業の認定取得により加点を行うこととしている。</p> <p>しかし、このことは建設業者の経営への新たな負担となることが想定されることから、安易に加点の対象とし、認定取得を半ば強制するような方法ではなく、建設業界の意見を聞き取る等、より慎重に対応すべきである。</p>	H18. 2 月
37	権利の放棄（鳥取県農業改良資金貸付金に係る違約金の減額）について	すべての滞納債権について、速やかに適切な回収を図ると共に、適正な債権管理を行うこと。	H18. 6 月
38	鳥取県建設工事等入札制度基本方針について	「鳥取県建設工事等入札制度基本方針」に基づく入札制度については、総合評価競争入札の実施など品質確保の体制が整備され、かつ、円滑な事業実施のため関係者等へ十分周知した上で施行すること。	H19. 2 月
39	平成19年度一般会計補正予算の議決について	<p>歳出 2 款総務費 2 項企画費 1 目交通対策費 「米子ーソウル便搭乗率向上緊急対策費」「米子ーソウル国際定期便緊急運航費支援補助金」「米子ーソウル国際定期便搭乗率向上緊急対策費」。将来にわたって路線を存続するためには、搭乗率を向上して採算ラインに近づける必要があり、今回の補正予算で計上された搭乗率向上緊急対策事業を着実かつ効果的に実施すること。なお、アジアナ航空への支援補助金については、苦しい県財政の中での対策であることに重きを置き、機会あるごとに県民に十分な説明をし、理解を求めること。さらに、アジアナ航空との協定に際しては、機材の大型化に伴う搭乗率の低下等が生じる場合は、補償ラインの設定について別途アジアナ航空と協議すること。</p> <p>また、江原道との交流中断以来の搭乗率の激減を見るにつけ、江原道との交流がいかにかに必要か、を知らされた思いである。よって、その再開に向けて、知事が率先して行動されることを望むものである。</p>	H19. 9 月
40	平成19年度一般会計補正予算の議決について	<p>債務負担行為「アンテナショップ賃借料」について、アンテナショップは、首都圏に向かって、本県が打って出るための情報の受発信や、物産販売・食の提供の拠点としての機能が期待されている。</p> <p>このことを踏まえ、ショップ運営の中核的役割を担う運営事業者の募集に当たっては、円滑な店舗運営が行われ、期待される機能が存分に発揮されるよう、応募条件等について充分検討すること。</p>	H20. 3 月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
41	天神川流域下水道条例の一部改正について	天神川流域下水道の指定管理者を選定するに当たっては、指定管理者が業務を再委託する場合に、再委託先として県内企業を優先的に評価する仕組みを導入すること。	H20. 5月
42	平成20年度鳥取県一般会計補正予算の議決について	債務負担行為補正のうち、総合療育センター等の給食業務を民間事業者に委託するに当たっては、直営と同等もしくはそれ以上の安全と質の高いサービスが提供されるよう、慎重な取り組みと最善の努力を行うこと。	H20. 5月
43	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の設定について	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の理念は理解できる。 しかし、この条例で中山間地域は、過疎法、山村振興法等の定める地域とされており、この中には、現在、非常に苦しい漁業地域が指定されているので、漁村地域の振興についても、十分な配慮をすること。	H20. 9月
44	平成21年度鳥取県一般会計補正予算の議決について	今回、県が取得する施設の運営に当たっては、常任委員会の議論を踏まえ、施設そのものの集客力を高める方策を実施するとともに、近隣の東郷湖羽合臨海公園と連携するなど、今まで以上に積極的に集客力の向上を図ることが必要である。 併せて、県は市町村、民間等と連携して、燕趙園など東郷湖羽合臨海公園の在り方を根本的に検証し、中部圏域の観光振興に真剣に取り組むと同時に、県全体、さらには山陰全体の観光振興につなげるよう、あらゆる知恵と努力を結集して取り組んでいくこと。	H21. 11月
45	平成22年度鳥取県一般会計予算の議決について	とっとり花回廊の業務を平成23年度以降も引き続き指定管理者に委託することとし、その選定方法は公募とされている。 指定管理者の選定方法は、原則公募によるとされているところであるが、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、県では、緊急雇用経済対策に取り組んでいる中、とっとり花回廊は、本県の観光及び花卉園芸の振興のための拠点施設として整備され、県内の経済雇用にも多大な貢献をしている施設であることを十分に考慮して、指定管理者の選定方法を検討すること。	H22. 2月
46	平成22年度鳥取県一般会計補正予算の議決について	今回、新たに創設される市立中学校就学支援金制度については、県民の理解及び意見に注視しながら、支給基準となる保護者の所得の上限、支給額等の見直しを含めた検討及び国における制度化の要望を継続して行うこと。	H22. 6月
47	平成22年度鳥取県一般会計補正予算の議決について	鳥取環境大学を魅力ある大学として生まれ変わらせるため、経営のあり方、教育内容など、大学の抜本的改革を断行することが不可欠である。 具体的には、環境学部環境学科、経営学部経営学科の二学部二学科への学部学科改編を行うことや、県と鳥取市の共同による公立大学法人への移行について、県は鳥取市とともに、新たに設置する公立大学法人化協議会において精力的に検討を行い、その検討状況を逐次県議会に報告すること。	H22. 9月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
48	平成22年度鳥取県一般会計補正予算の議決について	都市公園安全安心事業の燕趙園園外トイレの瓦改修経費の事業実施に当たっては、県民が納得する適正な価格で発注するよう瓦葺きの原材料や工法など様々な実施方法を比較検討すべきであること。	H22. 11月
49	平成24年度鳥取県一般会計予算の議決について	<p>まんが王国とっとり建国記念事業を実施するに当たっては、早急に事業内容を固めた上で広報宣伝を行うとともに、県民の皆さんからもさらに幅広い協力が得られるように努めること。</p> <p>事業効果を最大限活用するため、観光入込客数の確保については、有効な対策を講じ、地域経済の活性化につながる事業とするとともに、併せて、次年度以降に投資効果が及ぶものとする。</p> <p>また、入場料徴収等の事業収入を得ることも検討し、効率的な事業実施を行うとともに一層の経費節減に努めること。</p>	H24. 2月
50	平成24年度鳥取県一般会計予算の議決について	<p>急傾斜地崩壊対策事業及び平成24年度に創設される単県小規模急傾斜地崩壊対策事業は、県民の生命・財産を守るために有効な施策である。</p> <p>しかし、急傾斜地崩壊対策事業においては、事業の重要性・緊急性に応じて5%から20%の受益者負担金を課すこととなっており、このことが事業実施上の隘路となっていると推察され、さらに新規事業においても同様の負担金が隘路となることが予想される。</p> <p>県民の要望の強い急傾斜地対策を着実に推進するため、現行の受益者負担割合について、廃止を含めて低減化することを早急に検討すること。</p>	H24. 2月
51	平成24年度鳥取県一般会計予算の議決について	みなとさかい交流館外壁改修工事の実施に当たっては、二度と漏水がないように細心の注意を払って設計と施工を行い、屋根材や外壁材に使用するガルバリウム鋼板の色彩等については、建物の役割、位置づけについて考慮し、水木しげるロード等の周辺環境に適合するものとなるよう充分配慮すること。	H24. 2月
52	鳥取県税条例の一部改正について	平成23年4月1日以降、廃棄物処理法第12条第13項に基づき、自社処分を行う事業者に帳簿の作成・保存義務を課すとの改正がなされた。従って、産業廃棄物処分場税の適用期間延長に当たって、県は自社処分場を保有する廃棄物処理業者に対して、法に則り、適正な廃棄物処理を行うよう指導すること。併せて、産業廃棄物に係る税制の導入について、隣県の兵庫県の理解を得るよう、努めるとともに県民や事業者に対して、税の目的や制度の周知を図ること。	H24. 9月
53	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について	条例の趣旨を如何にして徹底するかが課題である。凶書販売業者のみならず、あらゆる手段を講じて広く県民に理解を求めるとともに、有害凶書の指定や薬物の販売そのものの規制に取り組むべきである。	H24. 9月
54	陳情「倉吉東高等学校補習科（仮称）設置について」	専攻科廃止に至るまでの経緯や専攻科廃止を決定した平成22年10月8日の議会決議の趣旨を踏まえて、対応すること。	H24. 9月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
55	平成25年度鳥取県一般会計 予算の議決について	<p>米川土地改良区、上大口土地改良区と相次いで不適正経理が確認されたことは非常に遺憾であり、それぞれの不適正経理が10年以上前から行われていたにも関わらず、国又は県の検査で発見されず、長期にわたって見落としたことについても、県は重く受け止めるべきである。</p> <p>ついては、予算執行に当たっては外部監査の導入など土地改良区の監査体制を一層強化するよう指導するとともに、県においても専門知識を有する職員を配置するなど、再発防止策を講ずること。</p>	H25. 2月
56	平成25年度鳥取県一般会計 補正予算の議決について	<p>県産材が不足することが懸念されるため、供給体制を拡充するなど、補正予算が十分活用されるよう対策を講ずること。</p>	H25. 11月
57	鳥取県薬物の濫用の防止に 関する条例の一部改正の議 決について	<p>本来、薬物の濫用防止は国の法令で定めるべきものであるが、危険ドラッグの濫用による事件・事故が多発するなど、全国的に深刻な社会問題となっている。</p> <p>このような現状を踏まえると、喫緊の対応として条例による規制強化もやむを得ないが、将来的には全国で一律の対応をすべく、国の法令で定めるよう、強く国に働きかけること。</p> <p>なお条例の施行にあたっては、全国に先駆けて施行することに鑑み、厳格かつ慎重な運用に努められたい。</p>	H26. 9月
58	平成26年度鳥取県一般会計 補正予算の議決について	<p>石油など従来型の化石燃料の枯渇の懸念や環境破壊の問題から、再生可能エネルギーなど新たな代替エネルギーへの転換が叫ばれている。</p> <p>その中でも、メタンハイドレートは、豊富とされる資源量と石油・石炭に比した二酸化炭素排出量の少なさから日本のみならず、世界が次世代のエネルギーとして注目している。</p> <p>このたび、他県に先駆けて、本県でメタンハイドレートに係る専門的人材の育成に取り組もうとしている。</p> <p>いうまでもなくエネルギー政策は国の将来を左右する重要課題であるが、メタンハイドレートの開発調査や実用化に直結する研究を進めるために、調査研究の機能や開発技術等を地方に分担させるとともに、十分な予算を確保するよう国に強く働きかけ、研究成果を地域に還元できるシステムの構築に努めること。</p>	H26. 11月
59	日本一の鳥取砂丘を守り育 てる条例の一部改正につい ての議決について	<p>このたびの条例改正の趣旨が、鳥取砂丘の利用を増進するための施策を充実させながら、より安心・安全な観光地をめざすものであることから、条例改正の趣旨を多くの砂丘利用者に適正に理解していただけるよう広報に努めるとともに、観光客の安全と砂丘を利用したスポーツ活動の共存を図るため、砂丘利用のガイドラインなどを活動団体等と協議しながら作成し、鳥取砂丘の魅力と価値の向上を図ること。</p>	H27. 2月

番号	議 案 名	附 帯 意 見 の 内 容	採決定例会
60	議案第1号「平成27年度鳥取県一般会計補正予算」及び議案第12号「鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」の議決について	<p>議案第1号歳出、「10款 教育費 6項社会教育費 5目青少年社会教育施設費」のうち「県立青少年社会教育施設管理委託費」、「船上山少年自然の家運営費」及び「大山青年の家運営費」並びに議案第12号「鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」については、「指定管理者制度の導入も含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべき」という評価を平成24年度の事業棚卸しにおいて、受けている。この評価を受けて、教育委員会では、第三者評価委員会である青少年社会教育施設運営委員会を設置し、青少年教育施設としての機能強化、さらに生涯学習施設としての役割の追加が求められるとして、施設機能の充実や管理運営のあり方について提言を受けるなど、検討を進めてきたところである。</p> <p>この提言に基づき、教育委員会では平成28年度から指導業務部門以外について指定管理者制度を導入し、事務を効率化することにより、指導業務部門の充実を図ることとして指定管理候補者選定委員会の運営費並びに施設管理委託費の債務負担行為が提案されている。</p> <p>しかし、社会教育の錬成に加えて生涯学習を提供する施設機能の充実を目指すためには、質の高い体験プログラムの開発・実施や、それを担う指導員の拡充が必要である。</p> <p>従って、年間研修生を2名とし、通年で4人役の指導員体制として、指導員の体制強化について早急に検討すること。</p>	H27. 6月
61	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部改正についての議決について	<p>1 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例第22条第1項において、防犯カメラを設置し、又は運用する者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されることのないようにするための措置を講ずるよう努めるものとされているが、防犯カメラ設置者等には個人も含まれることをより明確にするため、防犯カメラを設置する個人も対象であることを、現在検討中の「防犯カメラの設置及び運用に関する指針（以下「指針」という。）」に明記するよう検討すること。</p> <p>2 適切な画像の取扱い、情報漏えい防止及び画像の適切な保管など、防犯カメラの安全な利用のために必要な措置について、防犯カメラ設置者等に説明することを防犯カメラ設置工事業者及び販売業者に求めることとし、指針に明記するよう検討すること。</p>	H28. 9月
62	議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」「歳出」 「10款教育費 6項社会教育費 4目博物館費」のうち「鳥取県立美術館整備推進事業」の議決について	<p>1. 美術館建設候補地となっていた関係市町に対して、建設地決定の経緯について十分な説明責任を果たし、理解を得るよう努めること。</p> <p>2. 美術館の建設に当たっては、過度な施設整備を控え建設費用の削減に努めるとともに、管理運営費が過大とならないような施設とし、後世の県民負担とならないように充分留意すること。</p> <p>3. 鳥取藩ゆかりの絵師（土方稲嶺、片山楊谷、黒田稲臈、沖一峨など）の作品や当時の美術工芸品、更には、鳥取市にゆかりのある吉田璋也に代表される民芸運動による工芸及び近現代の工芸作品は、その歴史的、地域的背景を勘案し、現在の博物館施設に残すこと。</p>	H29. 2月

併せて、引き続き研究・管理・展示・解説ができるよう学芸員を配置すること。

4. 鳥取市が美術館建設を行う際には、以前の鳥取市桂見の美術館構想の経緯もあり、県は支援協力をする
こと。